

## 生活に関するきまり

### 1 本校生徒として特に大切にしてほしいこと

- 自分で考え正しく判断し  
行動すること…「自律」
- 互いの個性を認め合い  
尊重し合うこと…「互敬」

### 2 登校・下校について

- (1) 通学に当たっては、安全に留意し、交通ルール・マナーを遵守してください。
- (2) 自転車通学は、別に定める「生徒の自転車通学に関する規程」により、希望する生徒に認めます。
- (3) 公共交通機関を利用して通学する場合は公共のルール・マナーを遵守してください。
- (4) 前期生の登下校中の寄り道や買い食いは禁止します。後期生は部活動後の補食は認めます。

### 〔生徒の自転車通学に関する規程〕

#### 1 自転車通学を認める範囲 次の生徒に自転車通学を認めます。

##### 【前期課程（1～3年生）】

- (1) 自宅から学校までの距離が1 kmを超

え5 kmまでで自転車で通学する生徒

- (2) 通学のため自宅から最寄りのJ R駅などまで自転車を使う生徒

※公共の乗り物（J Rやバス）で新潟駅や越後石山駅まで来た場合は、駅から、バス利用又は徒歩で登校してください。

##### 【後期課程（4～6年生）】

- (1) 自宅から学校まで、自転車通学を希望する生徒(距離の制限はありません)
- (2) 通学のため自宅から最寄りのJ R駅などまで自転車を使う生徒
- (3) 電車通学生で新潟駅や越後石山駅から学校まで自転車を使う生徒

#### 2 自転車通学のルール

- (1) 道路の左側を一列で通行する。交差点では徐行し、一時停止を守る。
- (2) 暗くなったらライトを点灯する。
- (3) ながら運転（傘さし、スマホ使用等）をしない。
- (4) 道路に積雪のある日や悪天候の日、自転車通学してはならない（下校時に積雪があった時や悪天候の時は自転車を引いて、徒歩で帰る）。
- (5) ヘルメットを着用し、安全確保を心がける。（令和6年4月1日）

### 3 自転車通学の約束

- (1) 「高志中等」のNoステッカーを自転車後部泥よけに貼る。
- (2) 自転車は「防犯登録済み」のものとする。
- (3) 自転車は、指定された場所に整頓して置き、必ず鍵をかけること。
- (4) 私物は教室まで持参し、自転車や自転車置き場には置かない。
- (5) 自転車通学生は交通ルール・マナー（2 自転車通学のルール）を守り、安全運転に心がけること。
- (6) 自転車は常に整備し、改造しないこと。
- (7) 学校で禁止を指定した道路は通行しない。
- (8) 以上の規定に違反した場合、必要な指導を行い、自転車通学を取り消すことがある。

### 4 自転車通学に関する手続き

- (1) 新規に自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学願」を提出すること。
- (2) 後期課程の生徒で、許可を得て通学のため自宅から最寄りのJR駅などまで自転車を使っていて、これに加えて、新潟駅・越後石山駅から学校までの自

転車通学を希望する生徒も、「自転車通学願」を提出すること。

- (3) 上記(1)(2)の生徒で新しく許可が出た生徒には、ステッカー代金1枚130円と引き替えにステッカーを渡します。
- (4) 自転車を変更した生徒は「使用自転車変更届」を提出すること。自転車の変更により新たにステッカーが必要になった生徒には、ステッカー代金1枚130円と引き替えにステッカーを渡します。
- (5) 自転車通学の出発地・帰着地を変更する生徒は、「自転車通学経路変更届」を提出すること。

### 3 服装、持ち物

#### (1) 制服

- ① 決められた制服を正しく着用してください。

#### 【A】

指定のブレザー・スラックス・長袖シャツ・ネクタイ、ソックス

#### 【B】

指定のセーラーズーツ・スカート・長袖ブラウス・リボン、ハイソックス

生徒は【A】または【B】もしくは混合して選択する。

- ② 夏季，指定の半袖シャツ，または指定の半袖セーラーとする。
- ③ 指定の半袖シャツ，指定の半袖セーラーの下にインナーを着用する。
- ④ 靴下は，白，黒，紺，グレーの無地とする。または，ワンポイントのものとする。

行事や式典（入学式・卒業式・始業式・終業式）などの際は，スラックス着用時は，ソックス（白，グレー，紺，黒），スカート着用時は，ハイソックス（黒，紺）とする。また，体調管理のため，タイツ（ベージュ，黒）を着用してもよい。

- ⑤ 左胸ポケットの上に名札を付けます。ブレザーやセーラースーツの左襟に校章をつけます。
- ⑥ 指定のカーディガン，タイツ（ベージュ，黒）を体調管理のため，着用を認める。ただし，着用する際はボタンをしっかりととめるなど正しく着用する。冬服期間中にカーディガンを制服の下に着用する場合は，上

着からはみ出さないようにする。気温や体調に応じて，指定のカーディガンのみで過ごすことも認める。

- ⑦ 式典・行事などの際は，指定のブレザー，または指定のセーラースーツを着用する。
  - ⑧ 生徒は各自の体調に合わせて衣替えをする。ただし，6月～9月の式典・行事の時には夏服，10月～5月の式典・行事の時には冬服を着用する。
  - ⑨ 登下校の際の服装は制服を基本とする。ただし，天候に応じて防寒等を制服の上から着用しても良い。
- (2) 頭 髪
- ① 高志中等生としてさわやかで清潔感のある髪型にしてください。
  - ② 不要に頭髪自体へ手を加えることは認めません。（巻き髪・着色・整髪料）
  - ③ 活動を伴う場合（体育・美術・技術・家庭科など実習を行う時間）は，肩より長い髪はゴムやピン（黒・紺・茶）でまとめることとする。
  - ④ 髪をまとめるゴムやピンなどは髪

の色から浮かなく、華美ではないもの（黒・紺・茶）にする。

### (3) 持ち物

- ① 学業と諸活動に必要な物品・装飾品などは、持ってきたり身につけたりしない。また、不要な金銭は学校に持ってこない。貴重品は朝、学級担任に届けてください。
- ② 通学カバンと通学靴は指定しません。学校生活（制服）に合うものを各自で用意してください。
- ③ 水筒の持ち込みは認めます。内容については、水・お茶・スポーツドリンクのみとします。

## 4 携帯電話・スマートフォン・タブレットの使用について

（令和1年7月の生徒による話し合いで、以下のルールが定められました。）

- |                            |
|----------------------------|
| ルール① 『周りを見て、自分で考え、適切に使用する』 |
| ルール② 『校地内では学習と連絡の場合のみ使用する』 |

〈校地内で使用するときの具体的なルール〉

### ○学習用タブレット

- 使用する目的…学習。

- 使用できる時間…学習する時間。  
授業時は担当の先生の指示、許可のもとで使用可能。
- 使用できる場所…自教室、図書室、自習室、ブラウジングルーム。
- 使用する際は、状況に応じて音を鳴らさない。
- 生徒自身が主体的に学習する目的のために使う前提で、使用の制限を設けない。

### ○スマートフォン、私物タブレット、パソコン等

- 使用する目的…家族との急な連絡。
- 使用できる時間…朝学活までの時間・昼休み・放課後。
- 使用できる場所…生徒玄関、ブラウジングルーム。
- 以上の場合をのぞき、原則校地内ではスマートフォン、私物タブレット、パソコン等の電源は切り、各教室の貴重品箱（袋）に入れておく。
- 使用する際は、絶対に音を鳴らさない。
- ほかの用途で使用する際は、担当の

先生の許可を貰う。

【生活規律委員会で検討した結果、  
込められた想い】（令和1年7月25日）

当然直すべき・各自で管理すべき項目についてはルールにはしないが、全校生徒には高志中等生としての自覚とプライドを持って考えて行動してもらいたい。

現時点で罰則は考えていない。罰則の有無に関係なく積極的にルールは守り、気持ちの良い自律した生活を送ってもらいたい。

## 5 原動機付き自転車・自動二輪・自動車の免許取得について

在学中の免許取得は禁止します。ただし、卒業後に必要な生徒は届け出を提出し、最終学年の大学入学共通テスト終了後からの自動車学校通学および免許取得を認めます。

## 6 欠席、公欠等について

(1) 病気や事故等で欠席・遅刻・早退をするとき、災害で登校できないとき、法定伝染病で出校停止になったときなどは、保護者を通して事前に担任に連

絡してください。

(2) 忌引きについては、保護者を通して連絡します。期間は下記の範囲内とします。

・両親 7日  
祖父母及び兄弟姉妹 3日  
伯叔父母 1日

・葬儀などが遠方である場合、実際にかかった往復の日数を加えることができます。

(3) 部活動等の対外行事で欠席するときは、事前に顧問など担当職員を通して担任に届け出てください。

## 7 学校外の生活について

(1) 外出時の服装は派手にならないように配慮してください。（恐喝被害・性被害防止）

(2) 外出時には、家族に、①行先 ②用件 ③同行者 ④帰宅時間をはっきり告げて外出してください。

(3) 前期生は、ボウリング場・ゲームセンター・カラオケボックス・漫画喫茶・インターネットカフェ等は保護者同伴以外は利用禁止です。（新潟市中学校生徒指導部申し合わせ事項）

- (4) 用がないのにショッピングセンター等、人の多く集まる場所には行かないようにしてください。(万引き・恐喝被害防止)
- (5) 生徒同士の夜間外出や外泊は禁止です。(夜間徘徊は補導の対象となります。)
- (6) インターネット、SNS等にかかわる危険性についても十分理解したうえで、適切に利用する。
- (7) 交通マナー・規則を守り、事故に遭わないようにしましょう。  
(自転車は二人乗り、無灯火、無免許運転等は絶対しないでください。)
- (8) 前期生は、旅行は保護者又は保護者が認めた責任の持てる大人同伴に限ります。生徒同士や一人では認めません。
- (9) アルバイトは認めません。
- (10) 事件・事故に遭った場合には、直ちに警察と学校に連絡してください。

## 8 その他

- (1) 校舎・校具を破損した場合は、速やかに担任または担当職員に報告し、破損届を提出します。故意に破損した場合は弁償となります。

- (2) 住所変更をするときは、保護者を通して、担任に届け出ます。
- (3) 旅行などのため、JR乗車券の学生割引券が必要なときは事務職員に申し出て手続きをします。
- (4) 通学証明書など証明書が必要なときは、事務職員に申し出て手続きをします。
- (5) 落とし物、紛失などは、直ちに担任や担当職員に届け出てください。
- (6) 学校管理下の災害については、原則として日本スポーツ振興センターの給付対象になるので、担任及び顧問等に連絡し、養護教諭に申し出て手続きをしてください。
- (7) 選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を守るとともに本校生徒としての自覚を持って行いましょう。